

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定

平成二十四年 月 日
佐倉市告示第 号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、関係図面は、佐倉市経済環境部環境保全課において閲覧に供する。

特定工場において発生する騒音の規制基準

時間区分 区域区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで	午後十時から翌朝の午前六時まで
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	五十デシベル以下	四十五デシベル以下	四十デシベル以下
第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域	五十五デシベル以下	五十デシベル以下	四十五デシベル以下
第三種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域	六十五デシベル以下	六十デシベル以下	五十デシベル以下
第四種区域 工業地域（ただし、第一特別地域及び第二特別地域を除く。）及び工業専用地域	七十デシベル以下	六十五デシベル以下	六十デシベル以下

備考

一 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。

二 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、平成二十四年 月 日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。

三 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

四 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。